

## 三次市教育委員会告示第11号

三次市立図書館資料撮影要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

三次市教育委員会教育長 松村智由

### 三次市立図書館資料撮影要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条で定められた著作権者の複製権を侵害しない範囲で、三次市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する資料の撮影に係る取扱いについて、必要な事項を定める。

(申込手続)

第2条 図書館資料の撮影を希望する者は、図書館資料撮影申込書(様式第1号)を図書館へ提出しなければならない。

2 報道、出版等発表に用いる場合は、使用目的が明らかになる企画書、発表論文等を併せて提出する。

3 著作権の保護期間が満了していない著作物については、著作権者から複製の許諾を得て、その許可書（写しも可）を提出する。

(撮影できない資料)

第3条 撮影できない資料は、次のとおりとする。

(1) 人権又はプライバシーを侵害するもの

(2) 著作権の保護期間が満了しておらず、かつ、著作権者から複製の許諾を得ていないもの

(3) その他図書館が撮影を不相当と認めるもの

(撮影の方法)

第4条 撮影は、図書館が指定する日時、場所において、職員の立会いの上、行うことができる。ただし、撮影に必要な機器等については、申込者が用意する。

(権利処理)

第5条 撮影、使用に関して発生する著作権等の権利処理については、申込者がこれを行う。

(その他)

第6条 図書館における複製については、著作権法第31条に基づいて行う。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。